

新型コロナウイルスの感染のある可能性のある利用者等が出た場合の対応手順

1. 体調不良者の発生

①体調不良者を隔離施設へ収容

体調不良者は、利用団体引率者より非対面（電話等）により、報告いただくこととしている。

下記の症状が確認された場合は、直ちに、他の利用者との接触を避けつつ、休養いただく施設（以下「隔離施設」とする。）に、移動していただくこととなるため、隔離施設を指定し、利用団体引率者等の付添のもと、移動していただくよう指示する。

その際、追って、詳細を聴取することとなるため、付添者の携帯電話等の連絡先を聞いておく。

→職員が体調不良者に先立って隔離施設の解錠と電気、空調等を作動しに向かう。

「発熱」「強いだるさ」「咳、痰、のどの痛み」

「息苦しさ」「下痢、嘔吐」「味覚・嗅覚障害」

②情報の聞き取り

隔離施設の移動が完了し、体調不良者の収容が完了した段階で付添者より連絡頂き、別紙「体調不良者申告聞き取りリスト」に基づき、体調不良者の情報を聞き取る。

【ポイント1】

聞き取り内容を大きな声で復唱し、周りの職員に情報共有できるよう配慮する。

可能であれば、他の職員はホワイトボードに内容を記録する。

【ポイント2】

季節柄、熱中症が懸念される。熱中症としては、以下の症状があるが、新型コロナの症状と同じ症例を含むため、以下、赤字の症状が確認された場合は、本紙の手順に基づいて対応すること。

【熱中症の症例】

「発熱」「めまい」「だるさ」「吐き気」「意識障害」「異常な発汗」「筋肉痛・痙攣」「歩行困難」「水分補給が出来ない」

【ポイント3】

○宿泊棟が同室の者、バス移動等において、同じバスを使用した者

○体調不良者に付き添った者

○気道分泌物（咳、鼻水、たんなど）に直接触れた可能性の高い者

○手で触れられる距離（1m）で、マスク等の感染防止策を施さずに15分以上接した者

上記は濃厚接触者と判断され、感染の恐れがあるため、該当する場合は、その者の移動ルートや活動施設の聞き取りが必要。

2. 病院受診までの対応手順

所長、次長、いずれも不在の場合は、指示責任者を指定（上席の順：主任企画指導専門職→専門職→事業推進係長→総務管理係主任）。し、下記の任を各職員に命じる。宿直体制時は職員が実施。

→必要に応じ、職員を招集

① 「帰国者・接触者相談センター」へ連絡

TEL：050-5371-0561（24H 土日祝対応可）

確認内容：受診の必要性の有無及びその場合の指定診療機関

利用者の安全管理対策（消毒作業、他の利用者の受入（または停止）に向けた処置等）

② 受診が必要な場合、付添者に指定診療機関への搬送・受診を指示。

受診結果は分かり次第（PCR検査をするか否か）直ちに電話連絡していただくよう伝える。

（受診不要とされた場合は、体調不良者の休養できる体制を確保したうえで体制解除）

③ 各団体及び関係者への連絡

各利用団体引率者に連絡し、代表者連絡会を実施する。

【連絡会で伝えること】

○体調不良者の現況と、**体調不良者・濃厚接触者の移動経路・使用施設**

○消毒作業の手順 ※

※日中であれば、ただちに行えるが、宿直時は、翌朝になる。

○該当箇所への立ち入りを避けること。

○体調不良者が発生した団体の引率者は、他者が立ち入らないよう区域の指定と、宿泊棟の共有スペース（ロビー、洗面所、トイレ）の消毒措置など必要最低限の措置を行うこと。

団体数が少ない場合や深夜の場合などは連絡会に代え、連絡担当者への電話連絡をもって代えること。

④ 体調不良者及び濃厚接触者の移動経路と活動施設の消毒作業

携行物：無線機・立ち入り禁止セット・消毒液

対応：移動経路と活動場所の確認

必要に応じ、立ち入り禁止表示

消毒作業

対応者：別紙に定める。（感染拡大防止を踏まえ、1名に指定することとなる。）

3. 受診結果報告後

病院ではまず、PCR 検査が必要か否かの診断が行われる。

PCR 検査の結果がわかるのは、数日（早ければ翌日）かかるため、滞在中の団体の安全管理のため、PCR 検査が必要となった場合は、コロナウイルス感染者と仮定した対応が必要となる。

以降のフローは、受診の結果、PCR 検査を行うこととなった場合の対応である。

（PCR 検査不要と診断された場合は、具体的な症状を聞き取ったうえ、結果を各利用団体に連絡。体調不良者の健康管理に留意しつつ、体制を解除する。）

- ① 所長、次長が不在の場合、「帰国者接触者相談センター」から指示のあった内容を踏まえ、報告。今後の受け入れ方針等について、指示を仰ぐ。
- ② 各団体及び関係者への連絡
各利用団体引率者に連絡し、代表者連絡会を実施する。

【連絡会で伝えること】

- 体調不良者の受診結果
 - 今後の施設の受け入れ対応について
 - 消毒作業の状況
 - 体調不良者が発生した団体に、同室者の宿泊室の振替（既に使用している場合に、可能な範囲で）と、同棟宿泊者への感染防止のための立入禁止措置と消毒作業の要請
- 団体数が少ない場合や深夜の場合などは連絡会に代え、連絡担当者への電話連絡をもって代えること。

【ポイント4】

コロナウイルス感染者が発生した場合の対応について、保健所に聞き取りを行ったところ、以下のような回答があった。

- ・感染者が使用した施設を特定でき、消毒ができたのなら、その後の利用受け入れは問題ない。
- ・接触した職員は、2週間の隔離をする必要がある。
- ・消毒の状況や職員の体制などを判断し、施設の停止などの措置は施設の判断が必要。

- ③ 利用団体等への連絡

【施設の受け入れを継続する場合】

新型コロナウイルス感染可能性のある者が発生したこと、必要箇所に基づいて消毒作業をし、受け入れが差し支えない旨確認の上で、受け入れを継続することを下記に伝える。

- 滞在中の全団体
- 2週間以内に利用予定の全団体

また、既に退所した団体にも、感染疑いのある者が発生した団体と同日に利用していれば、発生した事実と、体調不良者・濃厚接触者が使用した施設を伝える。

【施設の受け入れを停止する場合】

稼働停止の対象となる全ての団体に電話連絡。

- ④ PCR 検査の結果について、判明したら直ちに報告するよう、利用団体に求める。